

令和4年度第3回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年7月11日（月）午後1時～午後3時

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、
ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（5名）

企画総務局 公文書館館長、主幹（事）主任、主事3名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

- (1) 個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）
- (2) 適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等
- (3) 開示手続等
- (4) 不開示情報
- (5) 訂正、利用停止

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 専門部会で審議する項目及び論点（素案）
- (3) 審議票2-3 ～ 3-3
- (4) 関係規定2-3 ～ 3-3

8 議事概要

- (1) 個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）
ア 「専門部会で審議する項目及び論点（素案）」、「審議票2-3」及び「関係規定

2-3」を基に、個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕個人情報の利用及び提供の制限及び提供先に対する措置要求について、施行条例に何か具体的に規定を置くのか。

〔事務局〕置かない予定である

〔田邊委員〕改正法で規定されていることで足りているということか。

〔事務局〕そうである。

〔片木委員〕改正法第71条第1項の「外国」にいかなる国が当たるかよく分からない。

〔事務局〕個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものが除かれているところ（改正法第71条第1項）、具体的にはEUや英国など欧州諸国が個人情報保護制度について進んでいるので、それらの国が「外国」からは除かれると思われる。

(2) 適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等

ア 「専門部会で審議する項目及び論点（素案）」、「審議票2-4」及び「関係規定2-4」を基に、適正管理、従事者の義務、漏えい等の報告等について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕個人情報の適正管理等について、現行では「広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」があるが、今後は施行条例に定めるのか。それとも要綱に定めるのか。

〔事務局〕細かな変更に対応するため、可能な限り規則や要綱において定めたいと考えている。いずれにしても、保有個人情報の漏えい等が生じた場合には、委員会への報告が改正法で義務付けられているので（改正法第68条第1項）、適切に対応していく必要がある。委員会には速報と確報を報告しなければならないが（規則第44条第1項及び第2項）、速報については、行政機関等が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内とされており（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）93ページ）、各所管で対応しなければ時間的に厳しいのではないかと考えている。確報については当該事態を知った日から30日以内とされており（事務対応ガイド95ページ）、公文書館で一元化して対応することが可能である。

〔片木委員〕委員会への報告が必要な事態は改正法や規則で定められているが（改正法第68条第1項、規則第43条）、具体的な事案がそれらに該当するのかを判断するセクションは一元化すべきであると考えている。

〔事務局〕いかなるセクションが速報や確報を委員会に報告するのか検討することとしたい。

〔田邊委員〕それは要綱において定めることとなるのか。

〔事務局〕その予定である。

(3) 開示手続等

ア 「専門部会で審議する項目及び論点（素案）」、「審議票 3-1」及び「関係規定 3-1」を基に、開示手続等について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕開示決定等の期限については、現状を維持し改正法と異なるものとすることから、条例に定める必要があるという理解でよいか。

〔事務局〕よい。

〔田邊委員〕オンラインによる開示請求への対応については、システム面の整備が進まないことには具体的な対応はできないという理解でよいか。

〔事務局〕よい。

〔田邊委員〕改正法第 87 条第 2 項に「電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。」と規定されていることから、本市においても何らかの定めを置かなければならない。この定めは要綱に置くのか。

〔事務局〕施行条例で定めるよう求められていないので、規則か要綱で定めることを考えている。

〔田邊委員〕手数料については、現行では、写しの交付を行う際に実費相当額の手数料を徴収しているが、今後もこれを維持するということか。

〔事務局〕その予定である。

〔田邊委員〕現行の広島市個人情報保護条例施行規則の別表はそのまま使えるのか。

〔事務局〕フロッピーディスク等時代にそぐわないものがあるので、見直す必要があると考えている。

〔日山委員〕現行の個人情報保護条例の第 15 条第 6 項に全部又は一部を開示しない場合の開示可能な時期の付記について定めがあるが、改正法にはこれに対応する規定がない。施行条例に定める必要があるか検討すべきではないか。

〔田邊委員〕その場合は、理由の提示（行政手続法第 14 条第 1 項）の中で時期を示すことで対応できるのではないか。

〔日山委員〕現行の個人情報保護条例の第 15 条第 6 項は開示可能な時期の付記について実施機関に義務付けている（「その時期を明らかにしなければならない」）が、（行政手続法の）理由の提示では開示可能な時期の付記までは義務付けられていない。そのため、同条例の下での市民の利便性の維持を考えると、同条例の第 15 条第 6 項に対応する規定を施行条例にも置くべきではないか。

〔福永委員〕当該規定の内容は改正法の趣旨に反するものとは思えないが、当該規定に対応するものを施行条例に定めることは許容されるのか。

〔事務局〕委員会に確認することとしたい。

(4) 不開示情報

ア 「専門部会で審議する項目及び論点（素案）」、「審議票 3－2」及び「関係規定 3－2」を基に、不開示情報について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔片木委員〕 広島市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）について、改正法第 78 条第 1 項第 6 号に相当する規定がないので、これに相当するものを置く必要があるとそうである。

〔事務局〕 そのとおりである。

〔片木委員〕 改正法第 78 条第 1 項各号に列挙してあるものは、明らかに関係ないもの（同項第 4 号）以外は基本的に情報公開条例に定めるということではないか。そうでないと改正法における取扱いと齟齬が生じるおそれがある。

〔松田委員〕 現行の個人情報保護条例の第 11 条第 5 号に相当する規定が改正法には見当たらないと思われるが、これに相当する規定を施行条例に定める必要はないか。終了時刻となっているので、次回に持ち越しで構わない。

〔田邊委員〕 では、審議が終わらなかった議題は次回に持ち越しとする（現行個人情報保護条例第 11 条第 5 号に相当する規定を施行条例に定める必要性の有無及び審議票 3－3）。